

青森県住民基本台帳法施行細則の一部を改正する規則 新旧対照表

新 条 文	旧 条 文
<p>(本人確認情報の利用に係る事務等)</p> <p>第二条(略)</p> <p>2・3(略)</p> <p>4 条例第二条第一項第四号の規則で定める事務は、次のとおりとする。</p> <p>一〇五(略)</p> <p>六 生活保護法第五十五条の五第一項の規定に準じて行う外国人に対する進学・就職準備付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務</p> <p>七・八(略)</p> <p>5〇7(略)</p>	<p>(本人確認情報の利用に係る事務等)</p> <p>第二条(略)</p> <p>2・3(略)</p> <p>4 条例第二条第一項第四号の規則で定める事務は、次のとおりとする。</p> <p>一〇五(略)</p> <p>六 生活保護法第五十五条の五第一項の規定に準じて行う外国人に対する進学準備付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務</p> <p>七・八(略)</p> <p>5〇7(略)</p>